

しん ぼり
新 堀 川 水 系
河川整備基本方針

平成14年2月

石 川 県

目 次

第 1 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 1.1 流域及び河川の概要…………… 1
- 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 2

第 2 章 河川の整備の基本となるべき事項

- 2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項… 5
- 2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項 …… 5
- 2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する
事項 …… 6
- 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に
関する事項 …… 6

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1.1 流域及び河川の概要

新堀川は、その源を山中町の大日山(標高1,368m)に発し、動橋川として柴山瀧に流入した後、日本海に注ぐ流域面積約145km²、幹川流路延長約26kmの二級河川である。

その流域は、加賀地方南部の加賀市、小松市および山中町の2市1町と広範囲にまたがっている。

流域の地形は、白山連峰に連なる急峻な山地部と越前加賀海岸国定公園に指定されている柴山瀧を含む平野部からなっている。地質については、上流山地部は流紋岩質岩石が広く分布し、下流平野部は礫・砂・泥等の未固結堆積物からなる沖積低地である。さらに、海岸付近は砂丘となっており、柴山瀧はこの発達した砂丘の内側に生成された海跡湖である。柴山瀧は、昭和27年から昭和44年にかけての干拓事業によりその面積の約3分の2が埋め立てられて、現在面積約1.7km²、周囲約6.2kmの淡水湖となっている。また、新堀川はこの干拓事業により砂丘地を新たに開削してできた放水路河川である。

新堀川の上流域では支川動橋川がブナ - ミズナラ林などの森林に囲まれた急峻な山間渓谷部を清流として流れている。河岸にはカワラハンノキ等の落葉小高木が繁茂しており、連続した瀬や淵、岩の露頭が見られ、アブラハヤ、ヤマメ、カジカ等の溪流魚や県内ではごく一部の河川にしか分布しないアジメドジョウが生息している。

中下流部ではコナラ林やスギ植林、アカマツ林が広がる山間部から平野部の水田地帯を蛇行しながら柴山瀧へと流入する。緩やかな流れの中には瀬や淵が豊富に存在し、ヨシ等の群落やコウホネ等の水草帯が随所に見られ、ギンブナ、オイカワ、アユ、ドジョウ等が生息している。

柴山瀧湖岸にはヨシや稀少種とされる水草のガガブタが群落を成し、ゲンゴロウブナ、ナマス、ワカサギ等の多様な魚種や個体数が減少しているアカヒレタビラ、シンジコハゼが生息している。また、コイ、フナ、ウナギの内水面漁業が行われており、テナガエビ漁も行われている。秋になるとマガモ等が越冬のために飛来し、ときにはコハクチョウも見られる。また、柴山瀧南西の湖岸沿いには加賀温泉郷のひとつである片山津温泉を有し、霊峰白山を背景とした

その湖面は、絶好の眺望として地域住民、観光客等に親しまれている。柴山瀧下流の新堀川は両岸にクロマツやニセアカシアの河畔林が立ち並び、放水路河川ながら天然河岸の様相を呈している。

河川の水質は、昭和48年度に動橋川の湯の国橋上流が環境基準 A 類型（BOD 2mg/l以下）に、湯の国橋下流及び八日市川ようかいちがわが B 類型（BOD 3mg/l以下）に指定されており、さらに、柴山瀧を含む新堀川が湖沼 A 類型（COD 3mg/l以下）に指定されている。過去10年のBOD 75%値は動橋川ではほとんどの年で環境基準が達成されているが、八日市川では逆にほとんどの年で環境基準が達成されていない。また、柴山瀧においても過去10年のCOD75%値は環境基準が達成されていない。

年間降水量は約2,100mmであり、水害は降雨量の多い梅雨期、台風期に集中して発生している。古くは昭和33年7月に動橋川の氾濫により甚大な被害が発生しており、最近では平成10年9月の台風7号に伴う洪水により、動橋川が破堤し、さらに柴山瀧の水位が上昇したため、片山津温泉街を含む約200戸が浸水被害を被っている。

本水系の治水事業は、支川動橋川については平成元年度から改修工事に着手し、柴山瀧合流点から約3,200m区間について拡幅、築堤等を実施している。また、支川那谷川なた及び八日市川についても拡幅等の改修工事が実施されてきた。

河川の利用については、中上流部が漁業区域に設定されており、ヤマメ、イワナ、アユつりが盛んに行われている。また柴山瀧は、遊覧船や散策等附近住民や観光客に憩いの場として親しまれている。

河川水は、流域内及び干拓事業により開拓された水田等の農業用水等として広く利用されている。

1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、昭和33年や平成10年等に発生した浸水被害の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全を考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合的な保全と

利用を図る。さらに、関連地域の社会、経済情勢の発展に即応するよう石川県新長期構想、石川県環境基本計画等との整合を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分に考慮するものとする。

災害の発生防止または軽減に関しては、加賀市、小松市及び山中町の沿川地域を概ね50年に1回発生する規模の雨による洪水から防御するため、柴山瀉及び河道の整備により洪水の安全な流下を図る。あわせて、洪水による被害を最小化するために災害情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水の大部分が農業用水として利用されている状況であるので、関係機関と協力して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が豊富に生息し、特に上流部に県内ではごく一部の河川にしか分布しないアジメドジョウが生息している本水系の特徴を維持し、良好な水環境の保全に努める。

また、日常から河川パトロール等により、流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況を把握し、特に動橋川にはアユの産卵の場となる瀬が見られることから、産卵期には関係者と合同で河川パトロールを行い、良好な産卵の場となる瀬の保全に努める。

水質については、現在上流部の水質は良好であることから、今後も河川パトロールを行い河川の汚濁防止に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。

また、柴山瀉及び瀉周辺部の水質については、関係機関と連絡、調整しながらその改善に努めるとともに、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加してくれるよう啓蒙活動に努める。

さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し対策を協議し、適切な対応を行っていく。

また、渇水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促し、渇水被害の軽減を図り、河川水が維持されるよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、柴山潟や動橋川の水辺には広範囲にわたりヨシやコウホネ、ガガブタ等の植生が繁茂し、アユ等の多様な魚類が生息し、内水面漁業も盛んに行われるなど動植物の良好な生息、生育環境が保たれており、また、柴山潟を代表とする河川空間が郷土の美しい風景、風土を形成していることなどから、それらの自然環境の保全に努める。また、河川改修を行う際には、動植物の生息・生育や周辺の風景との調和に極力配慮しながら実施するものとする。

河川の維持管理に関しては、災害の発生を防止するための日常の点検や監視を行い、河川環境の整備と保全に配慮しながら必要に応じて堆積土砂の撤去や除草など適切な処置を講じる。また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、流域住民が河川をより身近に感じ、河川愛護などにも積極的に参加するような住民参加による河川の維持管理を推進する。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

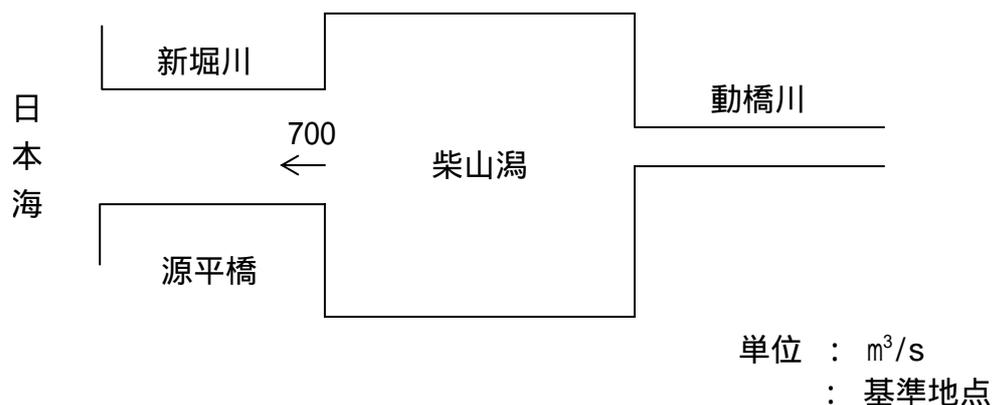
新堀川における基本高水は、既往洪水、流域の重要度等を踏まえ、概ね50年に1回発生する規模の雨による洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点源平橋において $700\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表（単位： m^3/s ）

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
新堀川	源平橋	700	-	700

2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

新堀川における計画高水流量は、源平橋地点において $700\text{m}^3/\text{s}$ とする。



新堀川計画高水流量配分図

2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

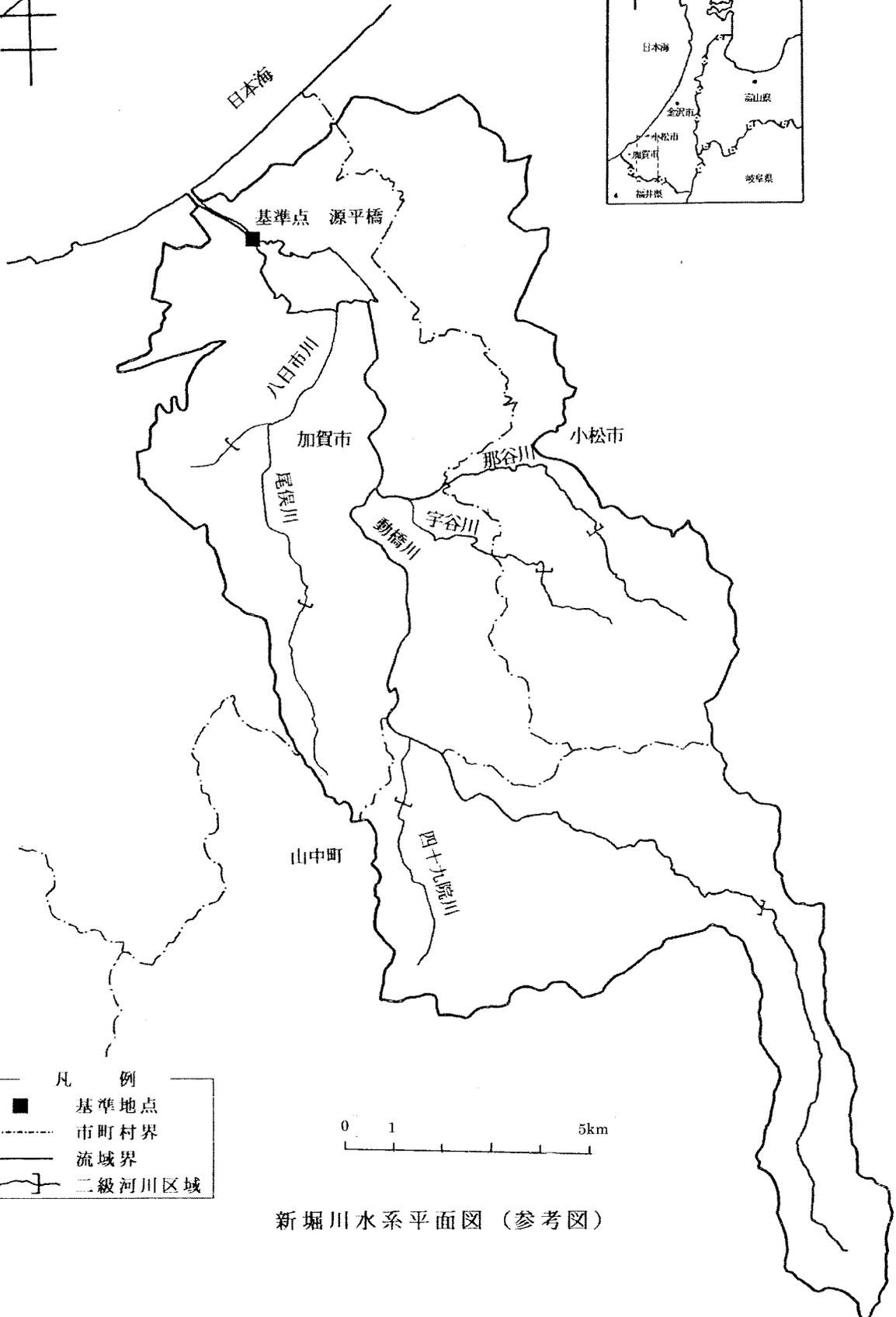
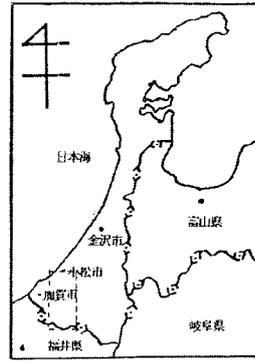
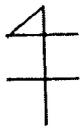
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	摘要
新堀川	源平橋	1.6	+1.67	130	基準地点

注) T.P. : 東京湾中等潮位

2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

本水系の水利用は農業用水が主であるが、既得水利量としては農業用水として約3.3m³/sがあり、その他約1,300haの農業用水としての慣行水利がある。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等河川の状況の把握を行い、農業用水の実態、動植物の生息・生育状況、内水面漁業、流水の清潔の保持等の観点から調査検討を行ったうえで決定し、その確保に努めるものとする。



新堀川水系平面図 (参考図)